

## 利用上の注意

- 1 この統計表は、総務省「平成26年経済センサス基礎調査」の集計確報結果票情報を京都市が独自集計したものであり、総務省の集計結果とは異なる場合があります。  
また、原則として、事業内容等が不詳の事業所を除いた事業所についての数値を掲載しています。
- 2 統計表中の符号の用法は、次のとおりです。
  - 「－」… 皆無又は該当する数値がないもの
  - 「…」… 不詳あるいは資料なし
  - 「0」… 表章単位に満たないもの
  - 「△」… 比較減を表すもの
- 3 産業分類は、原則として平成25年10月改定「日本標準産業分類」の小分類項目を用いていますが、一部については更に分割しています。分割した項目については、「平成26年経済センサス基礎調査産業分類 日本標準産業分類との相違項目比較表」（298ページ～）を参照してください。
- 4 統計表中で\*印が付された産業分類項目は短縮したものです。正式な項目名は、「短縮した産業分類項目の一覧」（300ページ～）を参照してください。
- 5 統計表中の国勢統計区は、平成22年国勢調査で設定したものです。
- 6 統計表中の産業分類における「（別掲を除く）」の別掲については次のとおりです。
  - (1) 「18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」
    - ア プラスチック製家具を製造する事業所（「139 その他の家具・装備品製造業」に分類）
    - イ 合成樹脂系接着剤を製造する事業所（「169 その他の化学工業」に分類）
    - ウ プラスチック製履物・同附属品を製造する事業所（「192 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業」に分類）
    - エ プラスチック製かばんを製造する事業所（「206 かばん製造業」に分類）
    - オ プラスチック製袋物を製造する事業所（「207 袋物製造業」に分類）
    - カ プラスチック製歯車を製造する事業所（「253 一般産業用機械・装置製造業」に分類）
    - キ プラスチック製計量器を製造する事業所（「273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業」に分類）
    - ク プラスチック製の楽器、がん具、人形、事務用品、装身具、装飾品、ボタン、畳、モデル・模型、パレット（運搬用）を製造する事業所（「32 その他の製造業」に分類）
  - (2) 「70A 音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）」
    - 「411 映画配給業」、 「70B 映画フィルム賃貸業」
  - (3) 「802 興行場（別掲を除く）、興行団」
    - ア 音楽の個人教授を行う事業所（「82F 音楽教授業」に分類）
    - イ 舞踊の個人教授を行う事業所（「82M その他の教養・技能教授業」に分類）
  - (4) 「80A スポーツ施設提供業（別掲を除く）」
    - ア 体育館及びフィットネスクラブ並びにゴルフ競技、ボウリング競技及びテニス競技を行うための施設を提供する事業所（「80B 体育館」～「80H フィットネスクラブ」のそれぞれに分類）
    - イ 主として興行的スポーツのための施設を提供する事業所（「802 興行場（別掲を除く）、興行団」に分類）
  - (5) 「90 機械等修理業（別掲を除く）」
    - ア 修理する商品と同種の商品を製造又は販売する事業所（「E 製造業」又は「I 卸売業、小売業」に分類）
    - イ 自動車修理業（「891 自動車整備業」に分類）
    - ウ 衣服修理業（「793 衣服裁縫修理業」に分類）